優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十一頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

船橋2ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

浦安3ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十四頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三郷ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十三頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

成田2ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十四頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

舞洲1ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十二頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

鳥栖1ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十二頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

小牧ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十日付官報の号外第一八二号五十一頁に掲載されています。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少し、四億九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年九月二十五日であり、社員総会の決議は平成二十五年八月十九日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月十六日

掲載頁　三十九頁（号外第一七九号）

平成二十五年八月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG20特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少して四億九千万円とし、発行済第一優先出資六百口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年九月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG20特定目的会社

取締役　石田　泉

正誤

ページ	段	行	誤	正
九二	上	六	同号ハ中	「次項第二号ロ」とあるのは「第二十三項」と、同号ハ中
〃	〃	一八～一九	同条第二十項第一号ロ中「第三十五条第十二項」とあるのは「幼稚園（その廃止の認可を受け、又は当該認可の申請をしているものに限る。）」	同条第二十一項中「前項第二号イに掲げる幼稚園（幼保連携型認定こども園（以下ここにおいて「幼保連携型認定こども園」という。）と、同条第二十三項中「第二十一条第二項第一号ロに掲げる保育所（その廃止の承認を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）と、同条第二十四項中「幼保連携型認定こども園と」とあるのは「読替え後の新令第二十七条の第二十一項第一号に規定する幼保連携型認定こども園（以下ここにおいて「幼保連携型認定こども園」という。）と、同条第二十三項第二号ロに掲げる保育所（その廃止の承認を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）と、同条第二十四項中
〃	〃	二二	同条第二十四項	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十三日付第一八五号

五六ページ●同日付政府調達第一五九号四八ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三一〇円）　本号一部　一三六円（本体一二〇円）　送料別（配）